

コメントの概要及びコメントに対する証券取引等監視委員会の考え方

(別紙1)

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
I 検査の基本事項			
1	検査の使命と基本原則	I-1-② 『(注)「内部管理態勢」とは法令等遵守に係る管理態勢を指す。』と定義されているが、単に「法令等遵守態勢」とした方が分かりやすいのではないか。また、金融商品取引業者等検査マニュアルにおいては「法令等遵守態勢」と「内部管理態勢」に区分されてきたが、その関連も変更されるのか。	法令等の遵守状況のみならず、その確保のための経営陣や内部管理部門による取組み、管理態勢をも重視する趣旨から「内部管理態勢」と表記したものです。 なお、検査マニュアルの変更については今後検討していく予定です。
2	検査の使命と基本原則	I-1-② 『(注)「内部管理態勢」とは法令等遵守に係る管理態勢を指す。』と定義されているが、金融商品取引業者等検査マニュアルにおける「法令等遵守態勢」及び「内部管理態勢」との関係をどのように理解すればよいか。	
3	検査の使命と基本原則	I-1-② 「リスク管理態勢」で対応すべきリスクがいくつか例示されているが、ここでオペレーションリスクにも言及があつてしかるべきではないか。(カウンターパーティリスクは、信用リスクに含める趣旨だと思われるが、明記されるのが望ましいのではないか。)	ご指摘を踏まえ、「システム・リスク」を「オペレーショナルリスク」に修正します。
4	検査の使命と基本原則	I-1-②、③ 「内部管理態勢」、「ゲートキーパーとしての役割」のいずれも具体的な内容のある言葉でなく、どの程度のことを行えば十分であると看做されるかが被	金融商品取引業者等が構築すべき内部管理態勢、市場仲介者として担うべきゲートキーパーとしての役割については、公益の確保や投資者保護を念頭

			<p>検査対象にとって必ずしも明確でない。</p> <p>最終的な判断に当たっては、他金融商品取引業者や金融商品取引所など、金融市場の専門家の実務慣行などを十分参考にしたうえで行ってほしい。</p>	<p>に、各業者の規模・特性や業界における慣行等も考慮しつつ、検査対象先と双方向の議論を行いながら判断されるものと考えています。</p>
5	検査の使命と基本原則	I-1-②、③	<p>金融取引が国際化していることを鑑み、法体系が異なるとはいえ海外市場において金融商品取引業者に求められる内部管理態勢及びゲートキーパーとしての役割を十分研究の上検査に望まれることを希望する。</p> <p>国際業務を展開する金融機関の多くはグループ全体で内部管理態勢を敷いており、日本があまりにも独特の基準を持ってしまうとそうした金融機関の納得を得る事が出来ず、日本の市場での取引を回避されることもあり得る。最終的には日本の金融市場の縮小につながりかねないことを懸念する。</p>	
6	検査の使命と基本原則	I-1-③	<p>「金融商品取引業者等のゲートキーパーとしての役割」との記載があるが、「何に関して」ゲートキーパーとしての役割を果たすべきか明確にするべきではないか。</p>	

7	検査官の心構え	I-2	<p>検査官による法人関係情報や役職員の個人情報等に関わる情報の入手、管理については、その方針とアクセス基準を明確化し、公表すると共に、検査官の心構えとして、新しく「秘密保持」に関して、「検査官は、検査権限の行使により、顧客の非公開情報及び法人関係情報並びに私企業の役職員の個人情報等に関わる情報に接していることを自覚し、検査権限の行使以外の目的での利用・伝達や漏洩がないよう常に秘密保持に留意しなければならない。」旨を追加していただきたい。</p>	<p>検査官には、そもそも国家公務員法第100条により厳格な守秘義務が課せられています。これを踏まえ、秘密の保持に関しては、当基本指針のI-2-(4)「信用保持」において、「検査官は、・・・、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。」と既に定めているところであり、追加する必要はないものと考えます。</p> <p>(参考) 国家公務員法 第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。 2～5 (略) 第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一～十一 (略) 十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者 十三～十八 (略)</p>
8	検査官の心構え	I-2	<p>検査官の心構えとして「適正な手続きの遵守」に言及しているが、これは心構えだけでなく法律上の要請であるというべきであることから、「基本原則」の中で言及するべきではないか。</p>	<p>「基本原則」は検査の目的及びそれを達成するための基本的な検査のあり方に関して定めたものであるので、改正案のままが適当と考えます。</p>

Ⅱ 検査実施の手続等				
9	検査予告	Ⅱ-5-②-イ	「第一種金融商品取引業者等」における「等」の範囲が不明である。	投資運用業者、登録金融機関が想定されますが、いずれにせよ予告検査とするか否かの判断は、検査の効率性と実効性への影響等を総合的に勘案して行います。
10	検査予告	Ⅱ-5-②-イ	『（注）「リスク管理態勢」とは』と記載されているが、既に「Ⅰ検査の基本事項 1. 検査の使命と基本原則」において定義されているので、不要ではないか。	ご指摘のとおり「Ⅰ検査の基本事項 1. 検査の使命と基本原則（証券検査の目的）②」の注書きに定義していることから、当該注書きに「以下同じ。」を追加したうえで、削除します。
11	検査命令書等の提示及び説明事項	Ⅱ-8-(1)	（1）⑧として「その他必要な事項」を残していただきたい。その内容の一例として、証券取引等監視委員会及び検査局による合同検査において、共通する検査項目がある場合、混乱を避けかつ重複作業を軽減するため、当該二者間においてどのような分担で検査を進めるのか臨店検査開始の際にその大枠について知らせていただきたい。また、臨店検査開始当初は窓口を一本化し、早い段階で具体的な検査分担を知らせて頂く等の方法も検討していただきたい。	①から⑦に列挙した事項以外にも必要な事項を検査対象先に伝えることも考えられることから、ご指摘を踏まえ、「その他必要な事項」を残すこととします。 なお、ご指摘の例につきましては、Ⅱ-8-(5)のとおり、効率的、効果的検査を実施する観点から、対話を重視した検査の実施に努めることとしており、どのような方法が効率的、効果的か検査対象先と十分な意見交換を行いながら検査が進められるものと考えています。
12	現物検査	Ⅱ-8-(2)-②-ロ	「相手方の承諾を得て検査を実施するよう努める」となっており、承諾を得ないで検査をすることも前提としている。したがって、書面で私物検査の目的や対象を明示したうえで、私物検査の相手方が検査	現物検査については、これまでもⅡ-8-(2)-②に記載した留意点を踏まえ、ご指摘の私物に対する検査を含め適切な対応に努めてきているところです。しかしながら、例えば、私物の手帳が業務に使用さ

			を承諾しなかったとしても、検査忌避にはあたらないとする等、相当程度に詳細な手続や基準を明示して運用の厳格化・謙抑化を図るべきである。	れる等、当該私物が業務と無関係であると判断できないことも考えられることから、私物であっても必要な検査に応じる受忍義務は法令上あるものと考えています。
13	現物検査	Ⅱ-8-(2)- ②-ロ	私物の現物検査は検査目的に照らし必要最小限の範囲に限定されるべきことから、役職員のプライバシーに関する個人所有物等、業務に係る物件以外については閲覧を求めないことを明記していただきたい。その上で、業務に係る物件か否かの判断が困難な場合は、相手方の承諾を得た上でその判断に必要な限度で確認を行うものとするとし、検査を行う場合の範囲を検査目的からの必要性が認められる範囲に限定していただきたい。	
14	検査の実施	Ⅱ-8-(3)	検査チームによるプロセスのばらつきを最小限に止めるために、主観的な判断や裁量的な要求を抑制する方策を講じていただきたい。形骸化しないためにも、検査モニタリング制度や意見申出制度を強化することによって、その位置づけの客観性と有効性を高め、検査チームに対する牽制が十分に機能するようにしていただきたい。	<p>今回の改正には、証券検査監理官によるミドル機能の強化策等の検査班によるプロセスのばらつきを最小限に止めるための項目が含まれていると考えています。</p> <p>また、検査モニター制度、意見申出制度については、日頃より適切な運用に努めているところです。さらに検査モニター制度については、現状、証券監視委幹部等が検査対象先を訪問して行う「意見聴取」と、メール等により随時意見を受け付ける「意見受付」により行っているところですが、今回の改正において、「意見受付」について、アンケート形式で行うよう変更し、より意見が出しやすくなるよ</p>

				う改善を図ったところです。
15	双方向の対話を重視した検査の実施	Ⅱ-8-(5)-①	「経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等」でいう「内部管理」はどのような範囲を指しているのかを明示していただきたい。	業務の適切性を確保するために行う管理を指すものと考えています。
16	双方向の対話を重視した検査の実施	Ⅱ-8-(5)-①	当社の運用が年金向けの代替投資という特殊な分野であるので、「経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握」に加え、その業務内容や特殊性の理解にも努めるようにしていただきたい。	検査は、検査対象先の規模・特性を十分に把握して行うよう努めているところです。
17	双方向の対話を重視した検査の実施	Ⅱ-8-(5)-②	<p>エグジット・ミーティングに至るまで、検査対象先からの数多くの関係資料及び整理表といった提出書面をもとに検査が行われることから、それらを受けて行われる、エグジット・ミーティングにおける主任検査官による事実認識及び評価の検査対象先への伝達は、口頭でなく書面で行うこととしていただきたい。</p> <p>同様の観点から、エグジット・ミーティングにおいては、その時点での主任検査官と検査対象先との間の認識の一致及び相違につき、主任検査官は書面を作成して検査対象先に交付することを原則とし、相違について整理表で明らかな場合は改めて書面作成を要しないものとする、としていただきたい。</p>	<p>エグジット・ミーティングで伝達する内容は、基本的に検査先と共有される整理票に記載された事実関係等であり、ミーティングの主目的は当該事実関係についての認識の相違を確認することと考えています。したがって改めて書面で行う必要はないものと考えています。</p> <p>なお、相違事項につき整理票で明らかでなく、相違事項を記載した書面の写しが必要な場合は、その旨主任検査官に申し出て、書面の写しの交付を受けることが可能です。</p>

18	双方向の対話を重視した検査の実施	Ⅱ-8-(5)-②	エグジット・ミーティングにおける「評価（法令適用及び内部管理態勢等）」の意味は、「評価（法令違反または内部管理態勢等の不備の有無）」という趣旨か。	趣旨を明確にするため、「・・・、主任検査官が検査の結果、 <u>問題点として認識した事実関係</u> について、検査官としての評価（法令適用及び内部管理態勢の <u>不備等</u> ）」と修正します。
19	双方向の対話を重視した検査の実施	Ⅱ-8-(5)-②	エグジット・ミーティングは「主任検査官が、検査官としての事実認識及び評価を伝える」と読めるが、次項「（6）検査対象先への指示」に記載のある「検査官の私見によりその是非を述べ又は是正措置を指示すること等のないよう留意する」との関係はどのように理解すればよいか。	証券監視委では、双方向の対話を重視した検査を行うこととしており、こうした観点から、エグジット・ミーティング時を含め検査中の議論の一環として、認められた事実に対する、考えられる法令適用について言及することも考えられます。ただし、これは証券監視委としての最終的な判断ではありません。したがって、「（6）検査対象先への指示」については、ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「検査官は、検査実施中、事実の解明又は認定に止めるものとし、その把握した事実に基づき検査官の私見により <u>断定的にその是非を述べる</u> こと又は是正措置を指示すること・・・」
20	双方向の対話を重視した検査の実施	Ⅱ-8-(5)-②	主任検査官の事実認識及び評価も「検査官としての」それらにとどまり、証券監視委等の最終的な意見を伝えるものではないことは理解できるものの、双方向の対話における相互の信頼感の醸成なくして健全な関係はありえない。時機に遅れた新たな指摘や検査期間の長期化につながるような運用にな	ご意見として承ります。ただし、検査結果の確定にあたっては、慎重な検討が必要であることもご理解願います。 なお、臨店終了から検査終了（検査結果通知書の交付）までの期間については、3月以内を目途に行うよう迅速化に努めているところです。

			らないよう十分配慮して頂きたい。	
21	双方向の対話を重視した検査の実施	II-8-(5)	双方向の対話では事実関係のみならずその評価（法令適用及び内部管理態勢等）も重視されるべきであるため、その評価についても十分な双方向の議論が確保されるような手順・スケジュールとなるよう配慮して頂きたい。	ご意見として承ります。検査にあたっては、そのプロセス全体を通じて双方向の議論に努める必要があると考えています。
22	ヒアリングの実施	II-8-(8)	平成17年7月14日付の「コメントの概要とコメントに対する証券取引等監視委員会の考え方」では、「正確な事実の把握に支障が生じるおそれがあり、役職員以外の者の立会いや録音を原則として認めることができない」とあるが、法令の専門家が立会うことや録音をすることが、正確な事実の把握に支障を来たすケースは少ないと思われる。原則として立会いや録音を認めるべきであり、正確な事実の把握に支障が生じるおそれがある場合に限って、例外として認めないとすべきである。	役職員以外の第三者の同席や録音は、検査官による正確な事実の把握に支障を及ぼすおそれがあると考えており、原則としてこれを認めないことが検査の実効性の観点から適当と考えています。
23	計数等による実態把握	II-8-(10)	資料作成等において過度の負担にならず、かつリスク・フォーカス・ベースで行われるよう配慮すべきである。	資料作成の依頼に際しては、検査の目的等に照らし、必要性を十分検討した上でこれを行うこととしているところです。

24	事実及び経緯の記録	Ⅱ-8-(11)-②	<p>「事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため」とあるが、検査対象先に回答を求める内容及び範囲がどのようなものか明らかではない。事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識は「整理表」で確認されていると思われる。今回、「(6) 検査対象先への指示」が新設されたので、その関係上、「回答を求める」内容及び範囲について分かりやすく記載して頂きたい。</p>	<p>整理票は検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係等について書面で確認するものです。他方、質問票は、問題点として認識するに至る以前の段階において、事実関係について、検査対象先に書面で確認する必要性が生じた場合に用いるものです。</p>
25	検査モニターの概要	Ⅱ-10-(2)-①	<p>現在、検査モニターは臨店検査終了直前後のタイミングで行われているが、これを検査講評直前でのタイミングに変更し、臨店期間中だけでなく、検査全体での検査官の検査手法について意見聴取をしていただきたい。</p>	<p>検査モニター制度については、現状、証券監視委幹部等が検査対象先を訪問して行う「意見聴取」と、メール等により随時意見を受け付ける「意見受付」により行っているところですが、今回の改正において、「意見受付」について、アンケート形式で行うよう変更し、より意見が出しやすくなるよう改善を図ったところです。臨店検査終了後のご意見につきましては「意見受付」を活用願います。</p>
26	講評等	Ⅱ-11-④	<p>講評内容を業務の改善に具体的に活かしていくためにも、口頭による伝達ではなく、書面による伝達に変更していただきたい。なお、書面が無理であれば、骨子だけでもいただきたい。</p>	<p>講評時に伝達する内容は、基本的に検査対象先と共有される整理票に記載された事実関係等であることから、講評は、基本的には口頭で行うこととしているところです。</p> <p>しかしながら、講評は意見申出の前提となるものであることから、検査対象先に十分内容が伝わる必</p>

27	講評等	Ⅱ-11-④	<p>検査対象先は主任検査官の了承を得た上で講評の内容を録音することもできる旨を記載して頂きたい。これにより講評についてより実質的な双方向の対話がしやすくなると考えられる。</p>	<p>要があると考えており、そうした観点から、伝達内容が膨大となるなど、口頭伝達では不十分と主任検査官が判断する場合には、適宜の方法でその理解を補う工夫が行われるものと考えています。こうした趣旨から、今回の改正において、Ⅱ-11-④に「なお、講評は、意見申出制度の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。」との記述を追加しているところです。</p>
28	講評等	Ⅱ-11-④	<p>現在、講評は検査官の一方的な説明で終了しているので、業務の改善等に役立てるためにも、意見交換の場を設けていただきたい。</p>	<p>講評は、それまで検査対象先と議論してきた結果認められた事実関係のうち、法令等違反や公益又は投資者保護上問題と思われる業務の運営又は財産の状況を伝達するとともに、これらについての意見相違事項を確認するものであることをご理解願います。また、今回の改正において、Ⅱ-11-④に「なお、講評は、意見申出制度の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。」との記述を追加しています。</p>
29	検査結果の通知	Ⅱ-13	<p>臨店検査中の検査対象先として監視委ホームページに掲載された業者については、検査結果通知を行う検査終了時点で、検査終了した旨を同ホームページで公表していただきたい。</p>	<p>検査結果通知日については、これまでも「証券取引等監視委員会の活動状況」により年1回公表を行ってきているところです。</p> <p>なお、必要に応じ、検査対象先自ら検査が終了（検査結果通知受理）した旨を第三者に告げることは、</p>

				差し支えないものと考えています。
30	情報の管理	Ⅱ-16-(4)- ①	弁護士、公認会計士、不動産鑑定士と相談する場合であっても、「検査の実効性確保に障害がないと認められる場合」に限って認められることになっており、検査の方法や法令の適用に誤りがまったくないとは言いきれない以上、社会正義を実現することを使命とする弁護士（弁護士法第1条）に相談する権利まで制限するのは適当でない。	<p>検査の基本的な考え方として、検査は金商業者等を相手方として、その業務実態の把握を行うものであり、弁護士等の第三者は、金商業者から法令適用等に関する相談を受ける等、あくまで補助的な立場にあると考えられます。</p> <p>したがって、本来、第三者の意見を求める必要性がないと考えられること（検査対象先の業務の実態等検査対象先自身が認識している事実そのものについての回答等）についてまで専門家と相談する必要があるとする場合は、検査の実効性確保に支障を及ぼすケースと考えられる場合があります。</p>
31	情報の管理	Ⅱ-16-(4)- ①	「臨店検査中に弁護士、公認会計士、不動産鑑定士と相談する場合は、主任検査官は事前の報告を求めたうえで」とあるが、事前の報告については削除していただきたい。	<p>いずれにしても、具体的な判断にあたってはケース・バイ・ケースで行うこととなりますが、今回の改正は、法令適用や事実に対する客観的評価について専門家に相談するようなケースについてまで制限する趣旨ではないことをご理解願います。</p>
32	情報の管理	Ⅱ-16-(4)- ①	弁護士やその他の専門家等への情報開示制限することは、検査官から情報を要請された際に十分かつ正確な回答を提供する能力が大幅に制限されてしまい、結果として検査対応能力を著しく低下させてしまわないか。	
33	情報の管理	Ⅱ-16-(4)- ①	<p>今回検査に係る事項について弁護士に相談する場合は、以下の理由から主任検査官への事前の報告を不要とし、主任検査官等への事前の承諾も不要とすべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査官とのやり取り、将来あり得る意見申出・行 	

			<p>政処分に対する不服申立てのため、弁護士に開示の必要性があることは明白である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士は、弁護士法上の守秘義務を負担している。 ・検査関係情報等を弁護士に開示することにより、検査の実効性を害する事態が起こることは想定されない。 ・弁護士への開示後、検査の実効性を害する事態が起こることがあり得るとしても、それを主任検査官が事前に判断することは極めて困難だと思われる。 	
34	情報の管理	Ⅱ-16-(4)-①	<p>弁護士等法令上の守秘義務を負うものへの開示について情報の管理上問題があるとは考えられないところ、事前の報告では足りないケースとしては具体的にどのような場合が想定されるのか例示していただきたい。</p>	
35	情報の管理	Ⅱ-16-(4)-①、②	<p>以下の理由から、守秘義務の承諾書の様式を協議させていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客、取引先等の情報管理の観点から、双方向の義務とすべきである。 ・第三者開示の観点では、国際的な金融機関においては、海外関連会社への開示が必要となる。 ・以前の金融庁検査では海外関連会社の責任者の署名が求められ、実務的には大きな負担であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・証券監視委職員には既に国家公務員法に基づく厳格な守秘義務が課せられており、改めて双方向の義務として記載する必要はないと考えております。 ・海外の関連会社への開示が必要な場合はⅡ-16-(4)-②の申請が必要になると考えられます。 ・承諾書は検査対象先の日本における責任者から求めることを考えております。

				<p>なお、様式につきましては、当基本指針に付属する様式として改正後に公表する予定です。</p> <p>(参考) 国家公務員法 第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。 2～5 (略) 第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一～十一 (略) 十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者 十三～十八 (略)</p>
36	情報の管理	II-16-(4)-①、②	①について、「第三者」には、検査対象先の経営全般を管理する立場にある持株会社及び海外グループ会社（外資系の検査対象先の場合）のうち、所定の様式の承諾書を事前に証券取引等監視委員会に提出している者は含まれない、としていただきたい。これは、外資系業者の場合、グループ全体の経営管理・リスク管理上の必要性から、当局検査を受けた場合、検査当初から経営全般を管理する立場にあるグループ会社と検査関係情報を共有した上で対応を行うことが實際上不可欠となるためである。	<p>一般的に、II-16-(4)-②で示した「検査対象先から申請が行われることが想定される事例」に記載した第三者に対する検査関係情報等の開示の必要性は認識しており、それらの者への開示を制限する趣旨ではありません。しかしながら、情報管理の観点から、個別に開示の必要性等を確認させて頂くため、改正案のような取扱いにさせて頂いていることをご理解願います。</p> <p>ただし、ご指摘を踏まえ、持株会社、外国証券会社の海外親会社等経営管理会社に対する開示につ</p>

			②について、上記を踏まえ、書面による申請を求め る事例から、「持株会社等検査対象先の経営管理会 社への開示」を削除していただきたい。	<p>いては、一度承諾を得た場合には、経営管理体制の 変更がない限り、それ以降の検査においては原則と して再度の申請は要しない取扱いとさせていただきます。</p>
37	情報の管 理	Ⅱ-16-(4)- ②	持株会社等検査対象先の経営管理会社は、そもそも 子会社である銀行・保険会社・証券会社の管理を金 融庁によっても求められているものであり、かかる 会社への検査関係情報の開示について、書面による 申請と主任検査官又は証券検査課長の承諾を条件 とすることは、子会社の管理上、重大な支障となる おそれがあり、一般検査の内容を経営管理会社に開 示することを制限するのは行き過ぎである。	
38	情報の管 理	Ⅱ-16-(4)- ②	「検査対象先から申請が行われることが想定され る事例」については原則として開示可能とし、開示 制限の必要性や検査の実効性への影響等を総合的 に勘案して、必要な場合に限り制限できるとすべ きである。	
39	情報の管 理	Ⅱ-16-(4)- ②	「検査対象先から申請が行われることが想定され る事例」として「持株会社等検査対象先の経営管理 会社への開示」が例示されているが、外資系企業に あっては検査対象先の海外親会社も経営管理会社 とみなされるのか。	

40	情報の管理	II-16-(4)-②	「検査対象先から申請が行われることが想定される事例」の中に外資系会社の親会社等関連会社が含まれるように、以下の事例を追加していただきたい。 ・グローバル・ベースの企業統治及びリスク管理等に関わる海外関係会社への開示	
41	情報の管理	II-16-(4)-②	「検査対象先から申請が行われることが想定される事例」として「検査対象先に係るデュー・デリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示」が例示されているが、この場合は当該検査対象先の保有情報とも言えるため、この情報提供に関して承諾の対象とするのは過度の制約ではないか。検査制度自体の存続のための制約とすれば、検査手法等の情報に限定すれば足りるのではないか。	検査関係情報及び検査結果通知書の内容は、個別事案そのものであり、当委員会の判断、検査手法を含むものでもあることから、検査の実効性の確保等の観点から守秘義務の対象となる情報として、適切に管理を行う必要があると考えています。開示が必要と認められる第三者に対する開示を制限する趣旨ではなく、その必要性等を個別に確認させて頂くため、改正案のような取扱いにさせて頂いていることをご理解願います。
42	情報の管理	II-16-(4)-②	第三者への開示に必要な条件を満たしている場合、承諾が得られるまでの時間はどの程度かかるのか。	一概にはお答えできませんが、可能な限り速やかな対応に努めたいと考えています。
43	情報の管理	II-16-(4)-②	書面による申請及びそれに対する承諾の対象は、検査中の個々の検査関係情報についてではなく、包括的な扱いとして欲しい。個々の検査関係情報について承諾・申請の対象とするのは実務上、現実的でない。	検査関係情報及び検査結果通知書の内容は、個別事案そのものであり、当委員会の判断、検査手法を含むものでもあることから、検査の実効性の確保等の観点から守秘義務の対象となる情報として、適切に管理を行う必要があると考えています。こうした情報管理の観点から、個別に開示の必要性等を確認

				<p>させて頂くため、改正案のような取扱いにさせて頂いていることをご理解願います。</p>
IV 参考				
44	提出資料 一覧	IV-2	<p>金融商品取引業者等検査マニュアルの記載に照らすと一般的に検証対象となることが想定される資料（例えば、経営計画、コンプライアンス・プログラム、社内研修資料等）が明記されていないように思われるが、追記する必要はないか。</p>	<p>当一覧は、臨店当初に依頼することとなる資料として標準的なものを業種毎に例示したものですので、検査の進捗に応じて、さらに必要な資料の提出を依頼することになります。</p> <p>なお、ご指摘の「経営計画」については、臨店当初に依頼することとなる資料として標準的なものと考えられることから、全業種の一覧に追加することとします。</p>
45	提出資料 一覧	IV-2	<p>一般資料の中に「会社の主要各部門の業務内容・人員・課題及び対応状況等が分かる資料」と明記して頂きたい。これにより臨店検査開始直後に通常行われるII-8 (8) 「ヒアリングの実施」に関して、検査対象先の準備がよりし易くなると考えられる。</p>	<p>ご指摘の「会社の主要各部門の業務内容・人員」、「会社の課題及び対応状況」が分かる資料については、臨店当初に依頼することとなる資料として標準的なものと考えられることから、全業種の一覧に追加することとします。</p>
46	提出資料 一覧	IV-2	<p>「定款・組織規定・業務分掌規定」、「各種社内規定集」と記載されているが、それぞれ「規程」ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正します。</p>
47	提出資料 一覧	IV-2	<p>「第一種金融商品取引業者」に掲げられている「内部管理関係会議等資料・議事録」における「内部管理関係会議等」とは、具体的にどのような範囲のもの</p>	<p>内部管理に関する事項を取り扱った会議全般（例えば、コンプライアンス会議、懲罰に関する会議などが考えられます。）を念頭においております。</p>

			のを想定されているのか。	
48	提出資料 一覧	IV-2	投資一任契約に基づく投資運用業者は、「投資運用業者（投資法人の資産運用会社を除く）」に区分されるのか。 私募不動産ファンド運用会社は、「投資運用業者（投資法人の資産運用会社）」と類似しているが、「投資運用業者（投資法人の資産運用会社を除く）」に区分されるのか。また、その場合は、投信と区別して記載していただきたい。	当一覧は、臨店当初に依頼することとなる資料として標準的なものを主な業種毎に例示したものです。実際の検査に際しては、個々の検査対象先の業務実態等に応じ、必要な資料の提出を依頼することになります。明示的に示されていない業種を営む業者においては、適宜類似する業種の一覧を参考にして頂ければと考えております。
49	提出資料 一覧	IV-2	「投資運用業者（投資法人の資産運用会社を除く）」の提出資料のうち、「投資顧問契約・投資一任契約変遷表」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第110条第1項第6号ロに定める「当該変更すべき記載事項を記載した書面」の交付履歴を一覧表にしたものを指すのか。	ここでは検査対象先における契約件数、契約資産残高等の推移を念頭においております。 実際の検査に際しては、個々の検査対象先の業務実態等に応じ、必要な資料の提出を依頼することになります。
50	提出資料 一覧	IV-2	「投資運用業者（投資法人の資産運用会社を除く）」の提出資料のうち、「利害関係人一覧表」、「利害関係人との取引一覧表」にある「利害関係人」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第11条に定める「利害関係人等」であるとの理解でよいか。	そのような理解で結構ですが、法令とは別に各社の内部ルールとして利害関係人を定めている場合には、その一覧表で代替できることもあると考えられます。資料の提出の依頼にあたっては、可能な限り各社の既存資料の活用に努めているところですので、実際の資料提出にあたっては、個別にご相談下さい。

51	提出資料 一覧	IV-2	<p>「投資運用業者（投資法人の資産運用会社）」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「株主（投資主）の状況」は資産運用会社と投資法人の両方を対象としているのか。 ・「委託契約書全般」の委託者は資産運用会社なのか、それとも投資法人なのか。 ・「重要事項説明書」とは誰が誰に対して説明する「重要事項説明書」なのか（金融商品取引法、金融商品販売法、宅建業法等に基づく重要事項説明書がある）。 ・「鑑定依頼先」、「プロパティ・マネジメント会社・ビル・メンテナンス会社の推移」は物件ごとのものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのような理解で結構です。 ・資産運用会社、投資法人が契約当事者となっている各種の委託契約書を念頭においておりますが、個々の検査対象先の業務実態等に応じ、さらに必要な資料の提出を依頼する場合があります。 ・宅建業法に基づくものを念頭においております。 ・個々の検査対象先の業務実態や検証の目的等に応じて、提出を求めることとなります。 <p>いずれにせよ、当一覧は、臨店当初に依頼することとなる資料として標準的なものを例示したものですので、実際の検査に際しては、個々の検査対象先の業務実態や検証の目的等に応じ、必要な資料の提出を依頼する場合がありますことをご理解願います。</p> <p>なお、資料の提出の依頼にあたっては、可能な限り各社の既存資料の活用に努めているところです。</p>
52	提出資料 一覧	IV-2	<p>「投資助言・代理業者」の提出資料のうち「法定書面」とは、「法定書面の交付状況一覧表」であるとの理解でよいか。</p>	<p>ここでは個々の法定書面を念頭においておりますが、実際の検査に際しては、個々の検査対象先の業務実態等に応じ、その交付状況が分かる資料の提</p>

				出を依頼する場合があります。
53	提出資料 一覧	IV-2	「投資助言・代理業者」の提出資料のうち「顧客台帳」は法定書面ではないとの理解でよいか。	そのような理解で結構です。

※番号の網掛けはコメントを踏まえて修正を行うもの。